

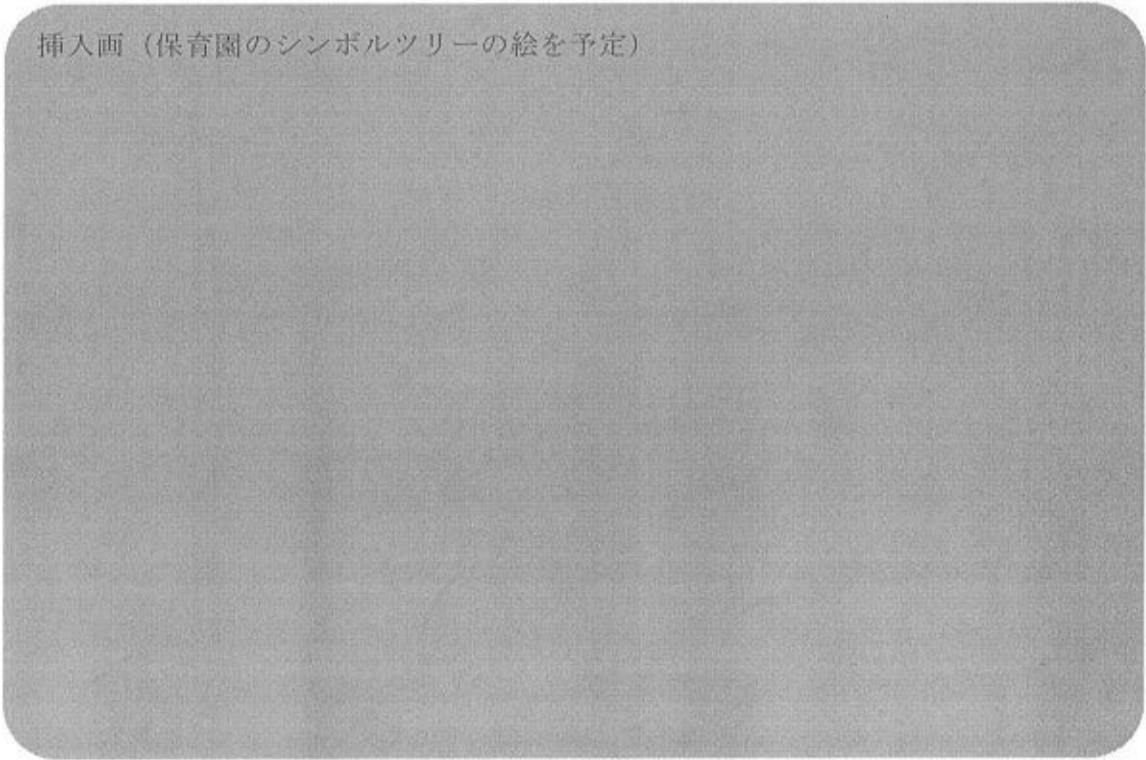
素案

R1.12.10

第2期 伊那市子ども・子育て支援事業計画

＜令和2年度～令和6年度＞

挿入画（保育園のシンボルツリーの絵を予定）



令和2年3月

長野県伊那市

はじめに

〇〇.....
.....

伊那市長 白鳥 孝

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
 - (1) 法的な位置づけ
 - (2) 計画体系における位置づけ
- 3 計画の期間 3

第2章 子どもと子育てにかかる現状

- 1 子どもをめぐる状況 4
 - (1) 急速な少子化の進行
- 2 伊那市の子どもと家庭の状況 6
 - (1) 伊那市の人口・世帯の状況
 - (2) 幼稚園・保育園等の入園状況
 - (3) 働く女性の状況

第3章 計画の基本的方向

- 1 目標 15
- 2 目標達成に向けた基本方針 15
- 3 基本方針別の現状と課題 16
- 4 基本方針別の施策の体系 18
- 5 基本方針別の施策の展開 19
- 6 教育・保育提供区域の設定 26
- 7 「量の見込み」と「確保方策」 27

第4章 計画の推進

- 1 点検、評価 42
- 2 推進体制 42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、障害、疾病、虐待及び貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証することを目指し、市町村及び都道府県は、平成27年度（2015年度）よりそれぞれ5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとしました。

わが国の子育てをとりまく環境では、未婚率の増加及び晩婚化等の社会情勢を背景に長らく出生率の減少が続いていましたが、これまでの計画に基づく取組みにより、ここ数年は出生率を微増に転じさせていますが、一過性となることを危惧します。また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、全国的な待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもたちの育ちをめぐる環境が変化しており、こうした問題に対応するためには、妊娠、出産期からの切れ目のない支援と、乳幼児期からの質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

こうした中、本市では、平成27年度を始期とする第一期計画により、こうした子育て支援の数々に取り組んできましたが、終期が平成31年度（2019年度）であることから、第一期計画の成果を引き継ぐとともに、平成30年度に実施した「伊那市子育てニーズ調査報告書」の結果を踏まえながら、時代の変化や新たな課題に的確に対応した量的拡充と質的改善を図り、継続的な子育て支援の展望を示すために、令和2年度（2020年度）を始期とする第二期の当該計画を改めて作成するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針※に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

○ この計画は、「子ども・子育て支援法」により、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とします。

※第1期は平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）まで

※計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

関連計画	年度	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
第2次総合計画	基本構想	← 10か年 (H31~R10) →											
	基本計画	← 5か年 (H31~R5) →					← 5か年 (R6~R10) →						
第2期 子ども・子育て支援事業計画		← 5か年 (R2~R6) →											
関連計画													
	地域福祉計画	[Bar from 31 to 6]											
	障害者計画	[Bar from 31 to 6]											
	健康増進計画	[Bar from 31 to 5]											
	男女共同参画計画	[Bar from 31 to 4]											
	生涯学習基本構想	[Bar from 31 to 3]											
	自殺対策計画	[Bar from 31 to 6]											

(※) 国の基本指針

ア 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

イ 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）

ウ 子育て安心プラン（平成29年6月2日公表）

エ 市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方【改訂版】（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）

第2章 子どもと子育てにかかる現状

1 子どもをめぐる状況

子ども・子育て支援新制度においては、子育てをめぐる状況として、次のような現状と課題があげられています。

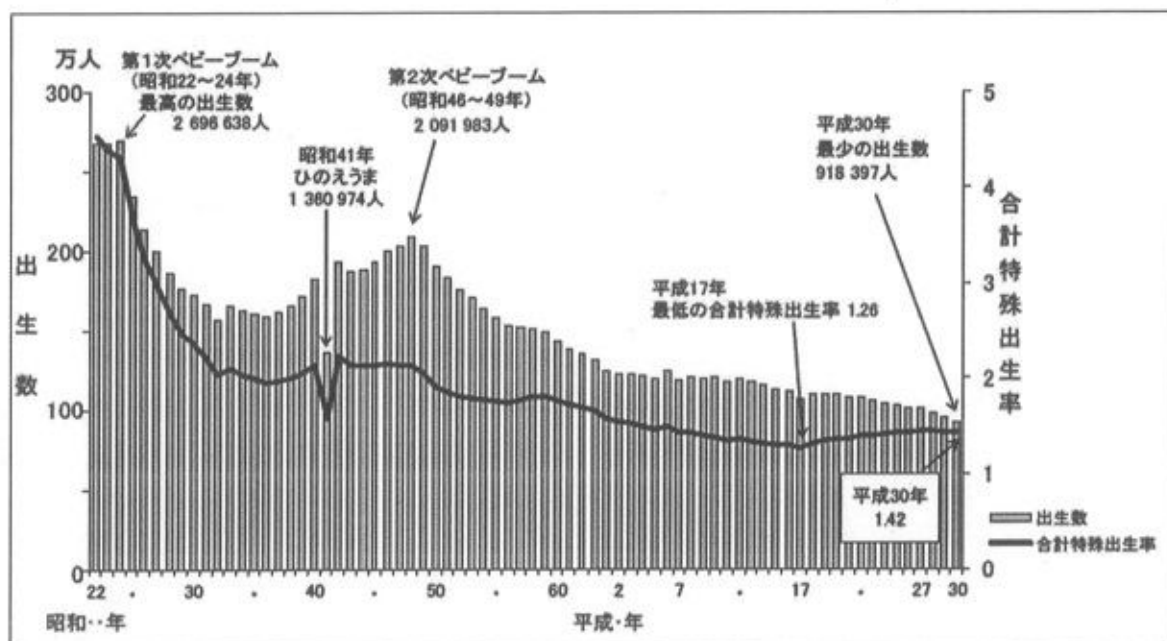
(1) 急速な少子化の進行

ア 我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。

平成3(1991)年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続き、平成30(2018)年の出生数は、91万8397人と前年から2万7668人減少しております。

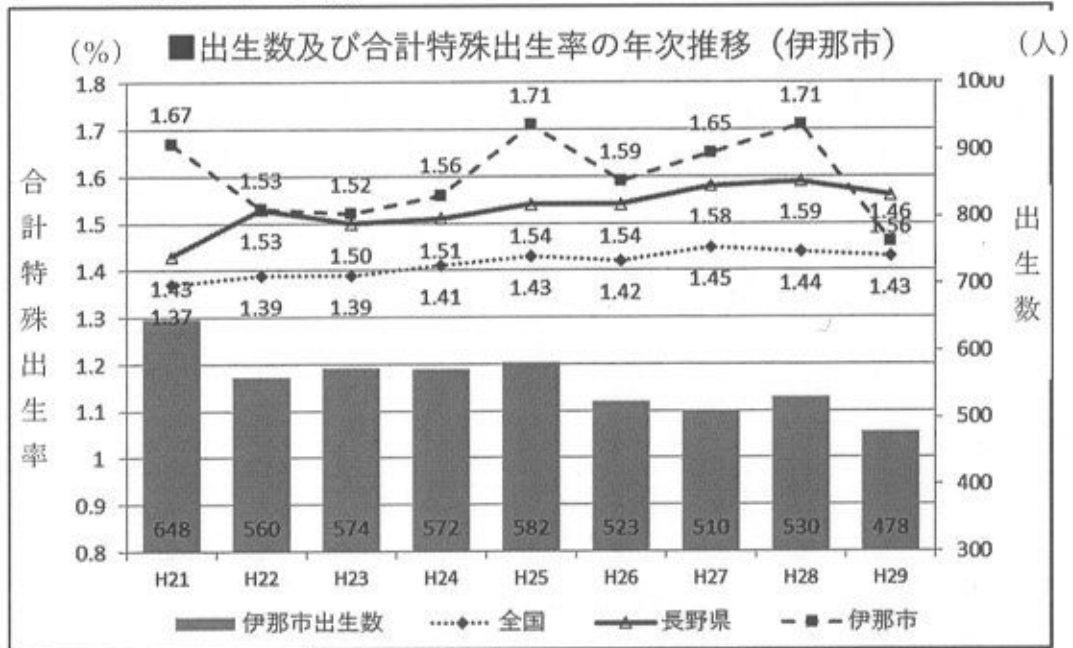
少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

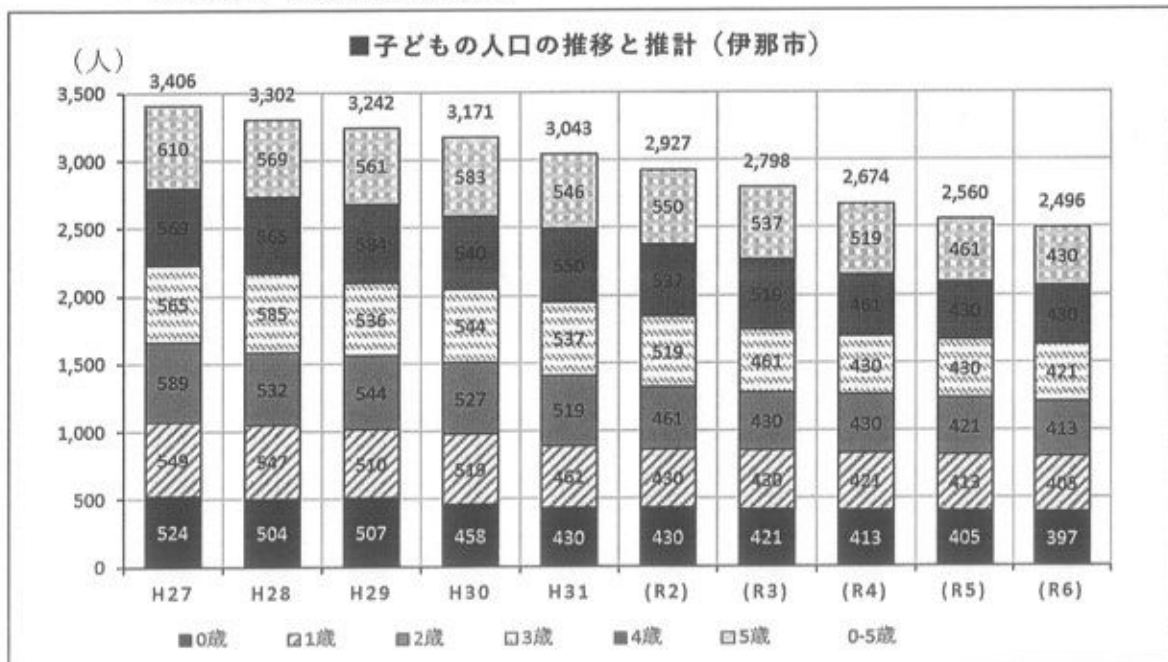
イ 本市の年間の出生数は、減少傾向を示しています。合計特殊出生率では、全国平均より高い傾向でしたが、平成 29 (2017) 年には 1.46 と、全国平均並みに下がり、今後は、およそ 1.55 前後で横ばいに推移していくと予想しています。



資料：厚生労働省 長野県伊那保健福祉事務所 伊那市

※合計特殊出生率とは、1人の女性が一生に産む子供の平均数であり、日本の人口が均衡を保つための出生率（人口置換水準）は、およそ 2.07 とされています。

ウ 伊那市の0歳児～5歳児の人口は減少しており、令和2年度以降も減少が続くと推測されます。



2 伊那市の子どもと家庭の状況

(1) 伊那市の人口・世帯の状況

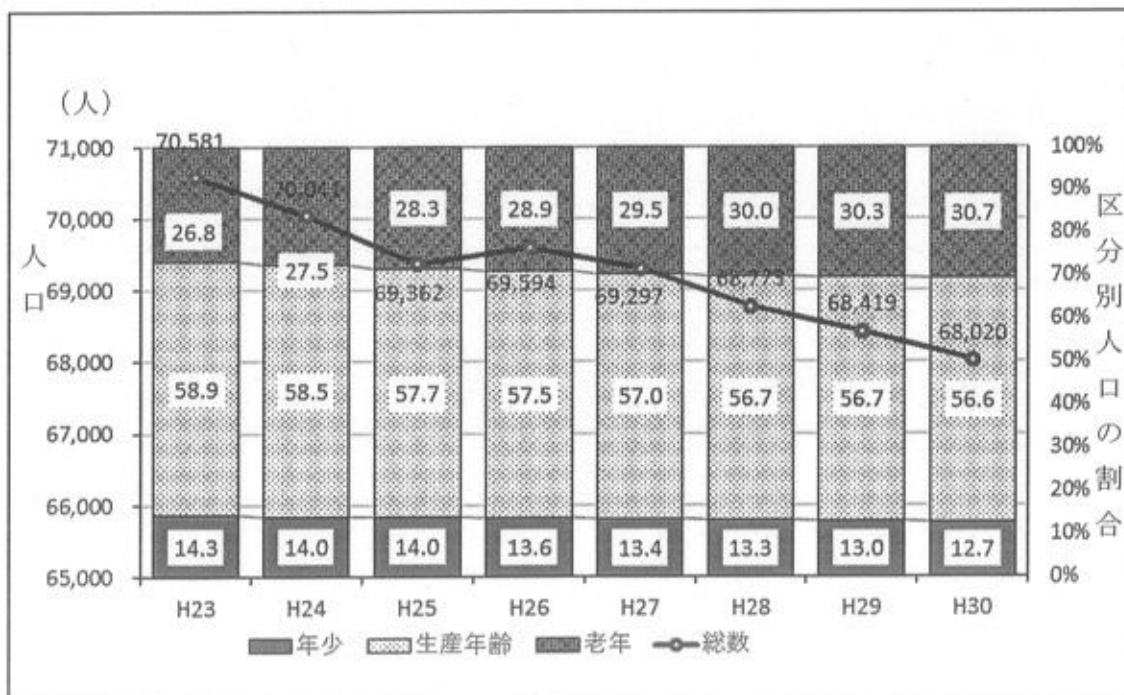
ア 人口

本市の人口は、減少を続けています。

年齢3区分別人口の推移をみると、特に15歳未満の年少人口は減少が続き、65歳以上の老年人口は増加が続いています。

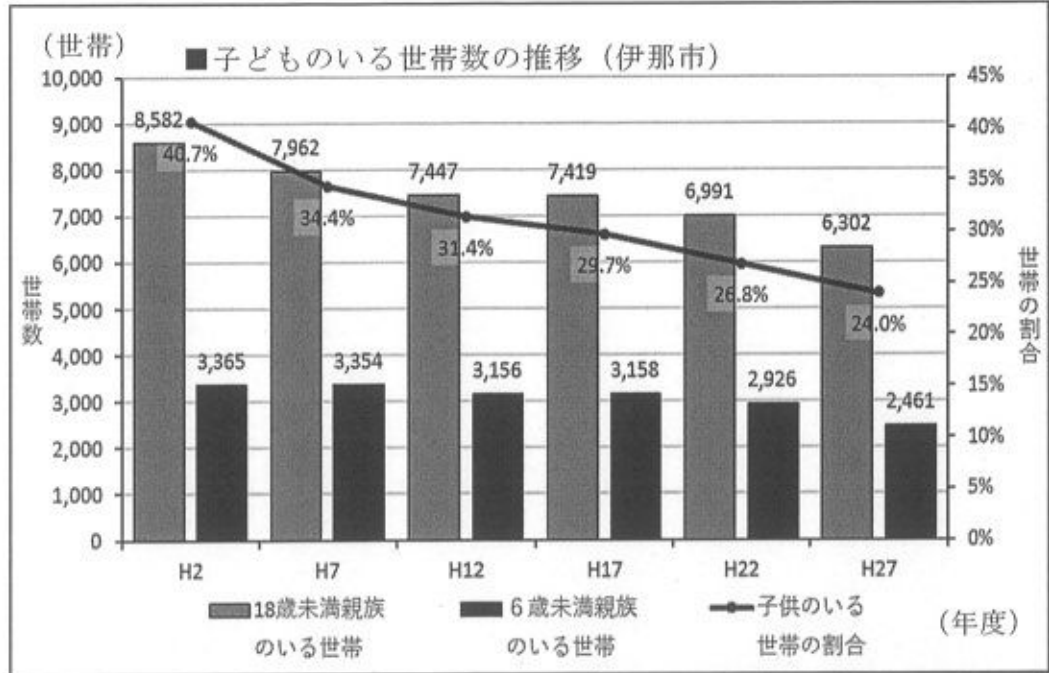
年次	年齢3区分別人口（伊那市）						
	総数	年少人口 （0～14歳）		生産年齢人口 （15～64歳）		老年人口 （65歳以上）	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
H23	70,581	10,117	14.3	41,553	58.9	18,911	26.8
H24	70,041	9,815	14.0	40,966	58.5	19,260	27.5
H25	69,362	9,696	14.0	40,012	57.7	19,654	28.3
H26	69,594	9,460	13.6	40,009	57.5	20,125	28.9
H27	69,297	9,291	13.4	39,530	57.0	20,476	29.5
H28	68,773	9,123	13.3	39,019	56.7	20,631	30.0
H29	68,419	8,894	13.0	38,783	56.7	20,742	30.3
H30	68,020	8,667	12.7	38,471	56.6	20,882	30.7

資料：長野県毎月人口異動調査



イ 子どものいる世帯の状況

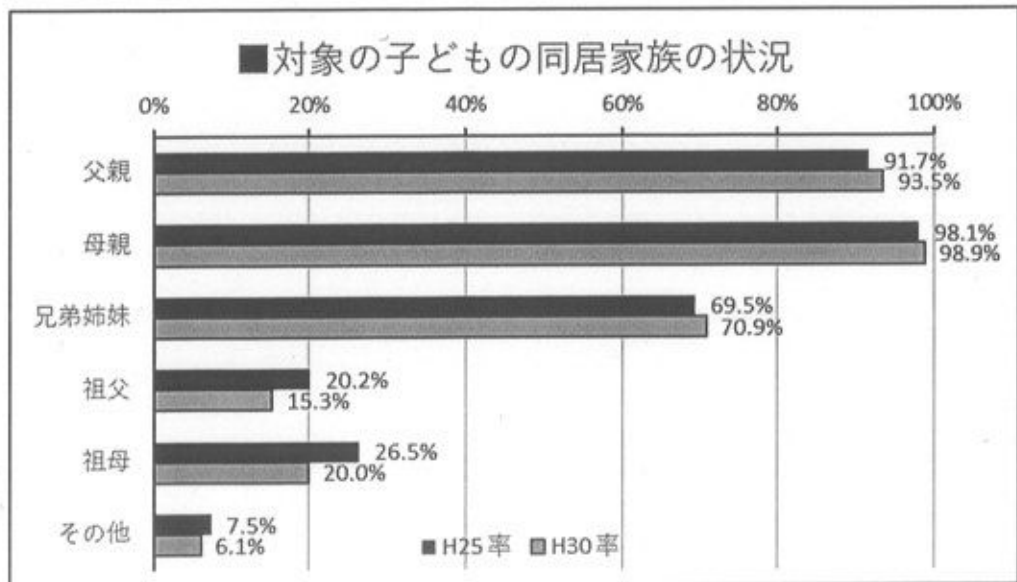
子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にあります。子どものいる一般世帯の割合についても年々低下しており、平成27（2015）年には24.0%となり、4世帯に1世帯を下回りました。



資料：総務省「国勢調査報告」

ウ 子どものいる家庭の同居家族の状況

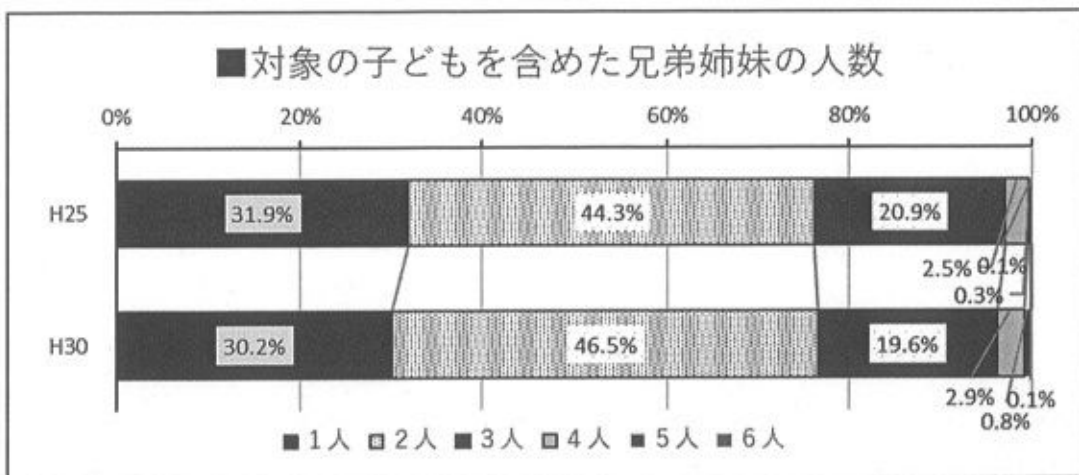
祖父母との同居の割合は、平成25（2013）年の46.7%から平成30（2018）年度には35.3%と減少しています。核家族化の進行が伺われます。



資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

エ 子どもの兄弟姉妹の人数の状況

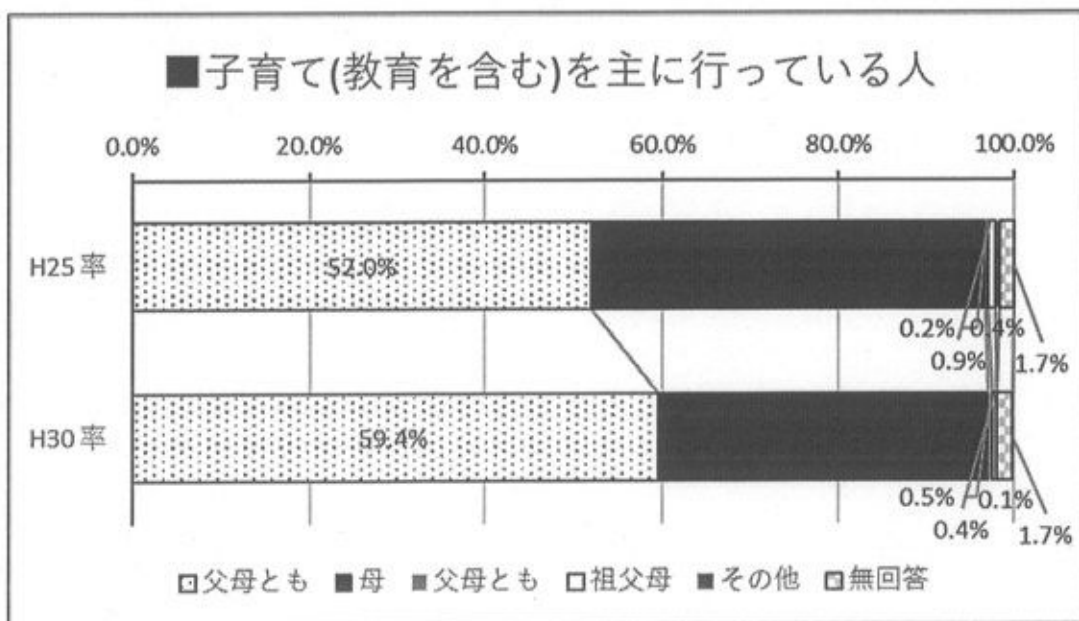
5年前に比べ、ひとりっ子が微減し、2人兄弟姉妹が増加しています。



資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

オ 主に子育て（教育を含む）を行う家族の状況

5年前に比べ、父母が協力して子育てを行う傾向にあります。

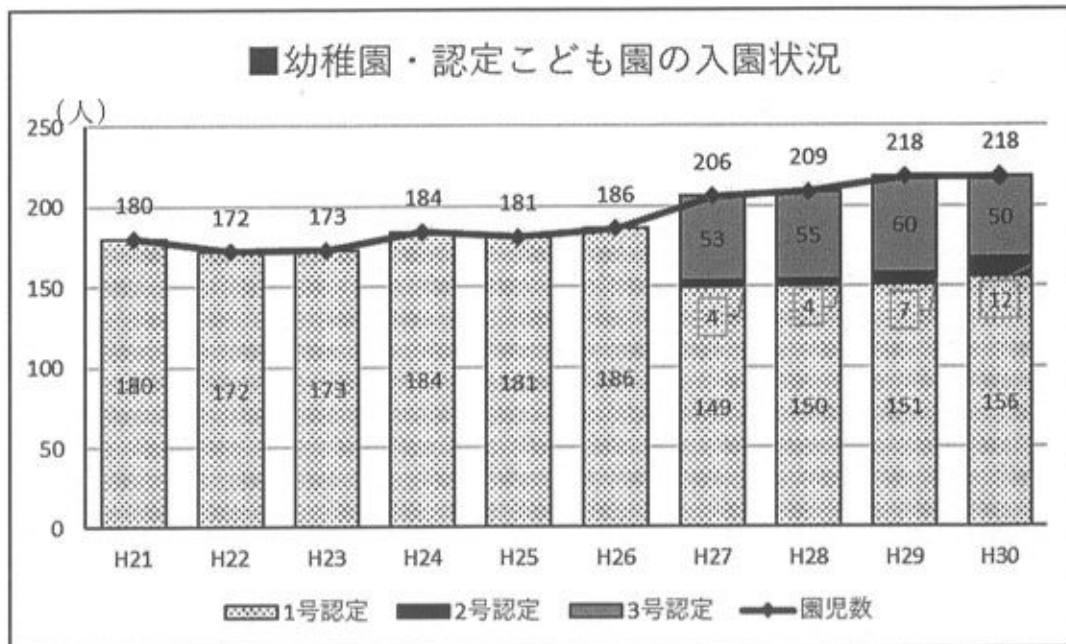


資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

(2) 保育園・認定こども園・幼稚園等の入園状況

ア 認定こども園・幼稚園入園状況（伊那市内）

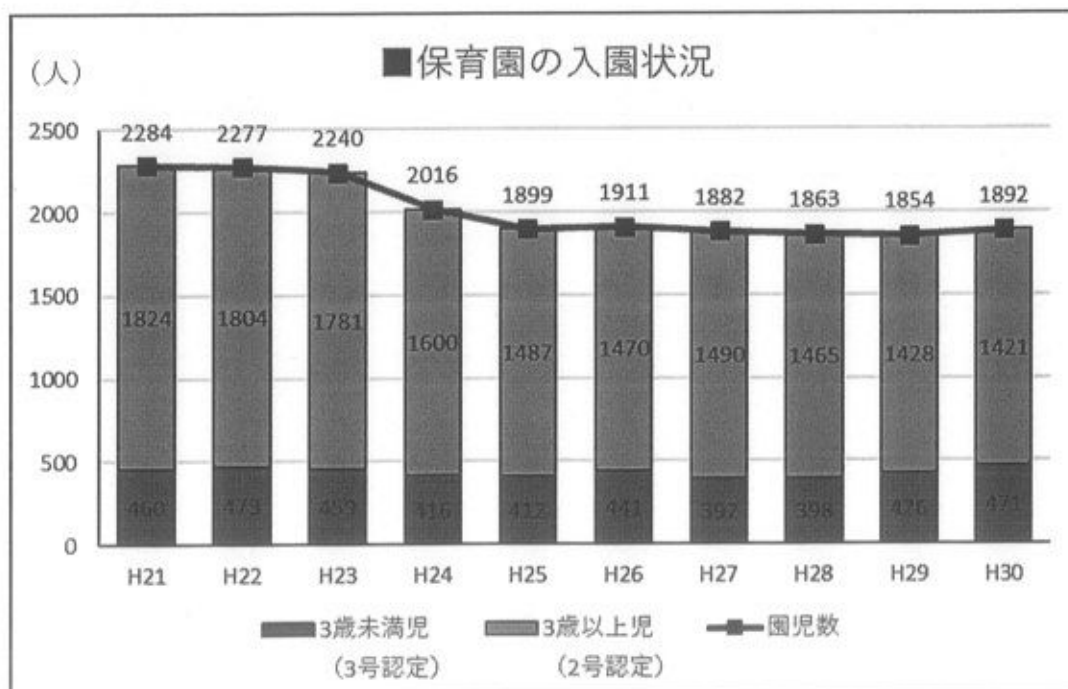
幼稚園の園児数は減少傾向にありましたが、平成24年度以降はほぼ同人数で推移しています。



園児数は4月1日現在

イ 保育園入園状況（伊那市内）

保育園の園児数は全体では減少傾向にあります。その中で、3歳未満児は増加傾向にあります。

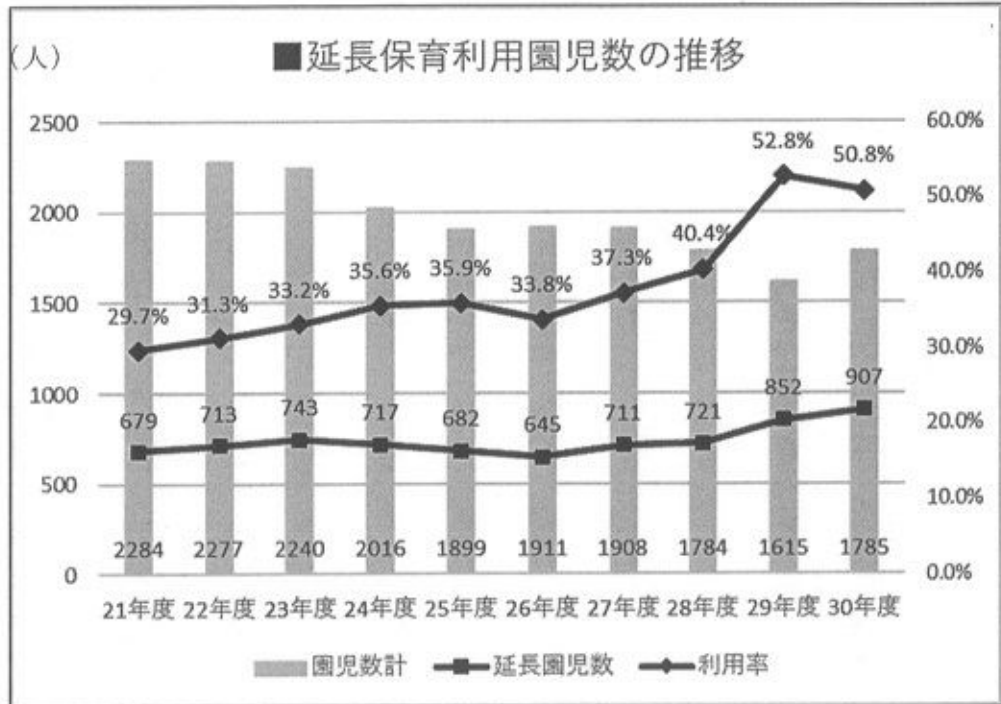


園児数は3月1日現在

ウ 延長保育の利用状況（伊那市内）

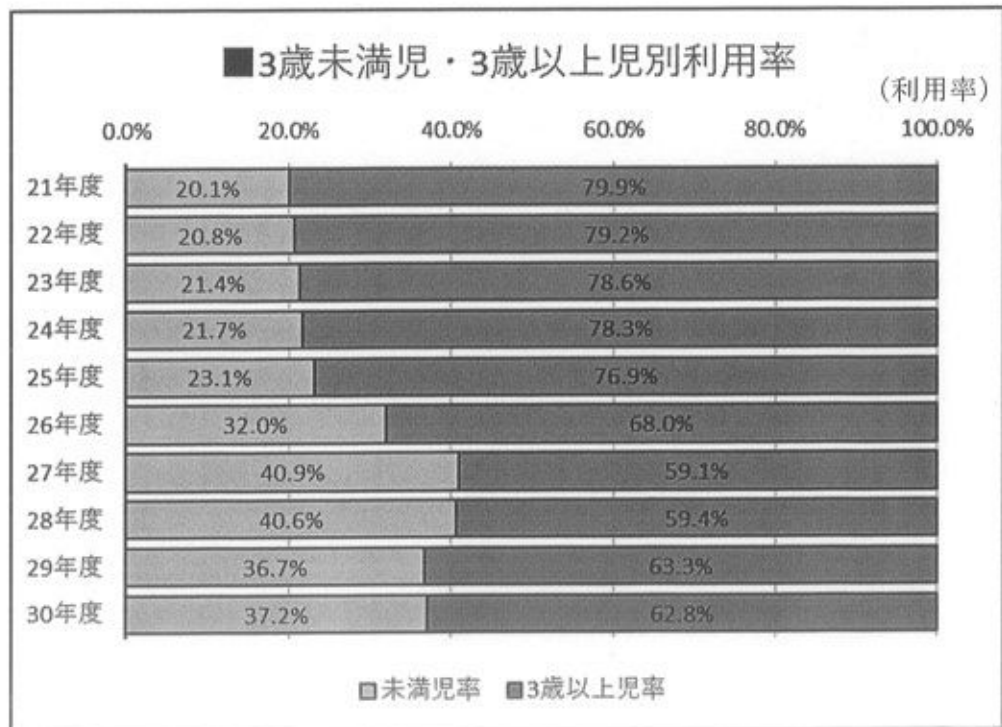
延長保育利用者は、全園児の50%前後まで増加しています。

なお、平成31(2019)年度からは、短時間保育（8時間）、標準時間保育（11時間）を超えたものが延長保育となります。



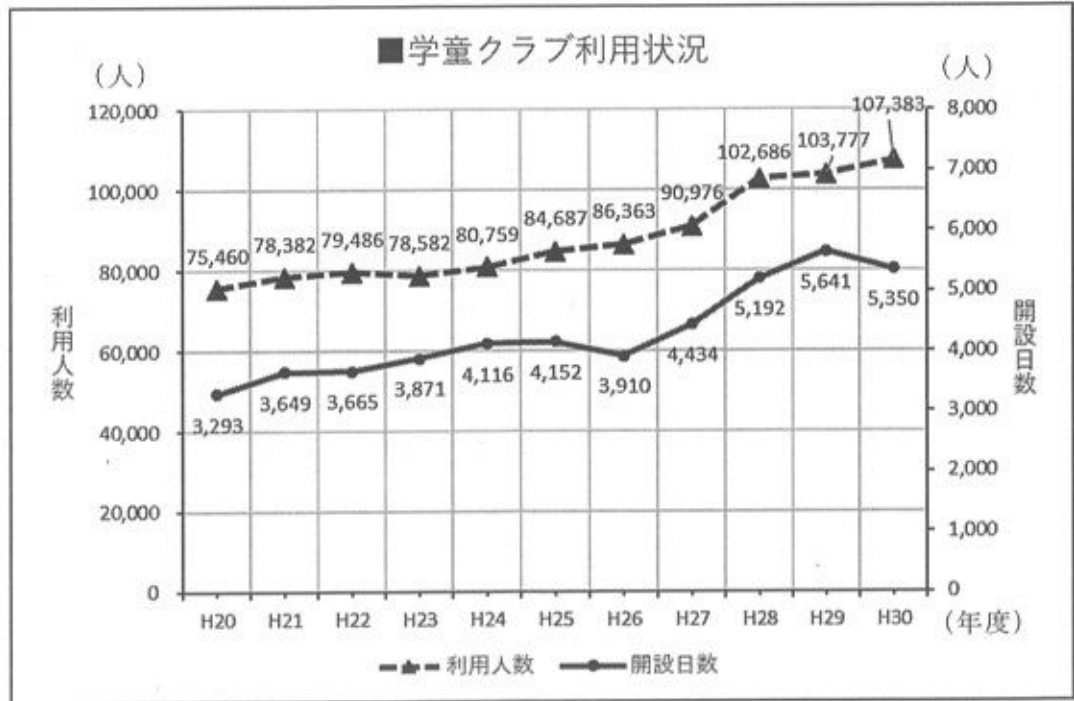
エ 延長保育の3歳未満児・3歳以上児別の利用状況

未満児の割合が増加傾向にあります。



オ 学童クラブ利用状況

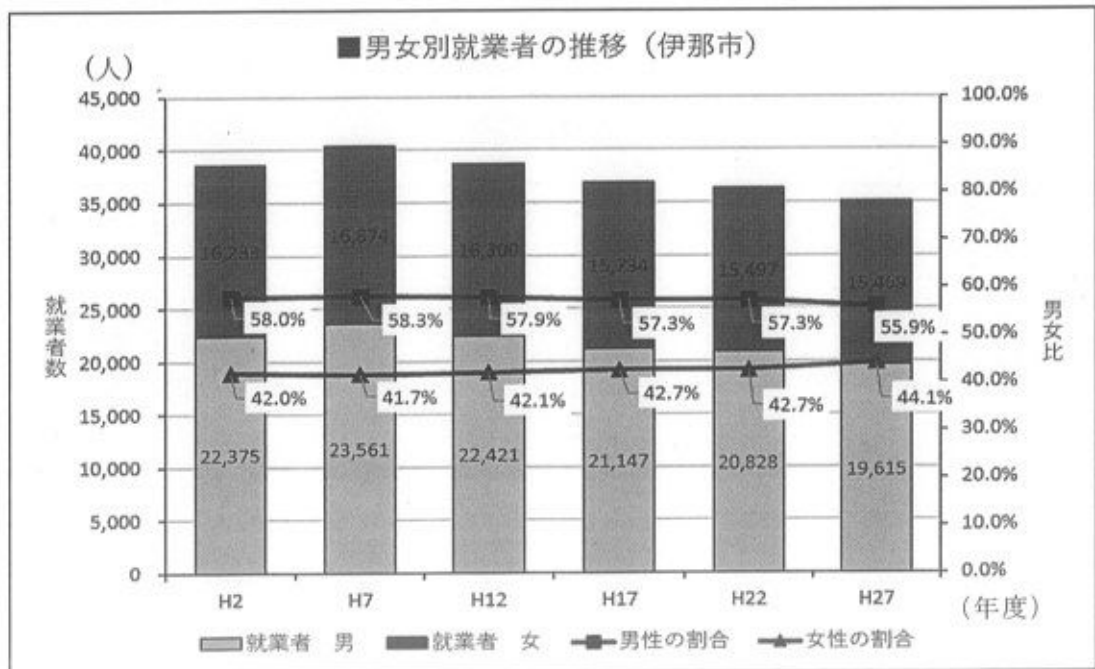
伊那市の学童クラブの状況は、利用人数が増加しています。



(3) 働く女性と働く男性の状況

ア 男女の就業者数と割合

就業者全体が減少する中、女性の就業者数は、平成 27(2010)年には 15,469 人とほぼ横ばい傾向ですが、就業率では、就業者全体の 44.1%と増加傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査報告」

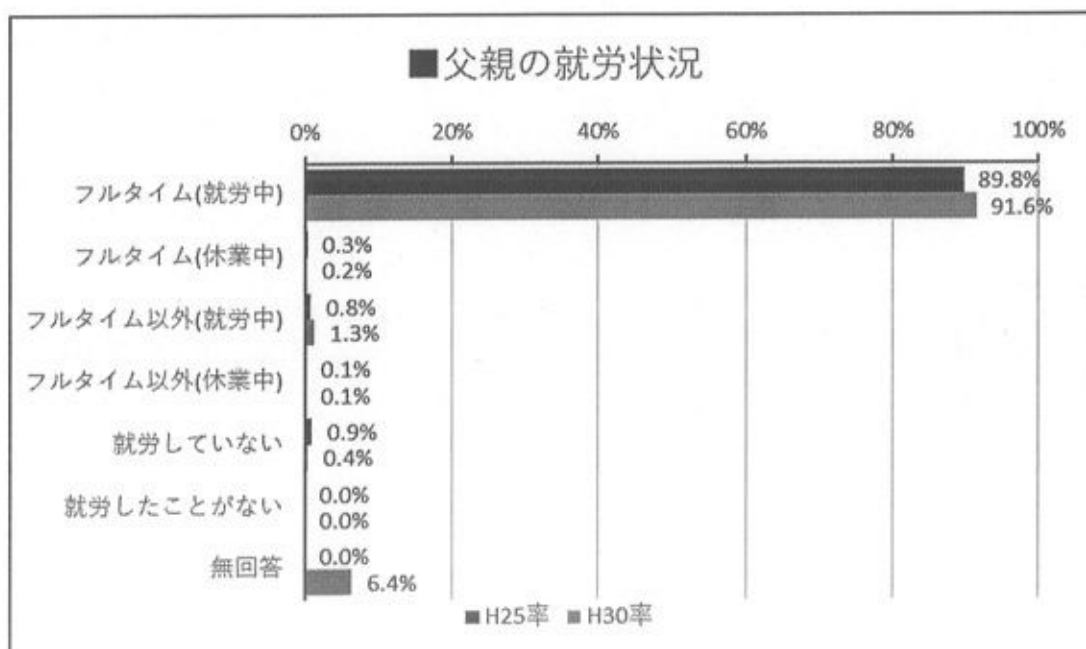
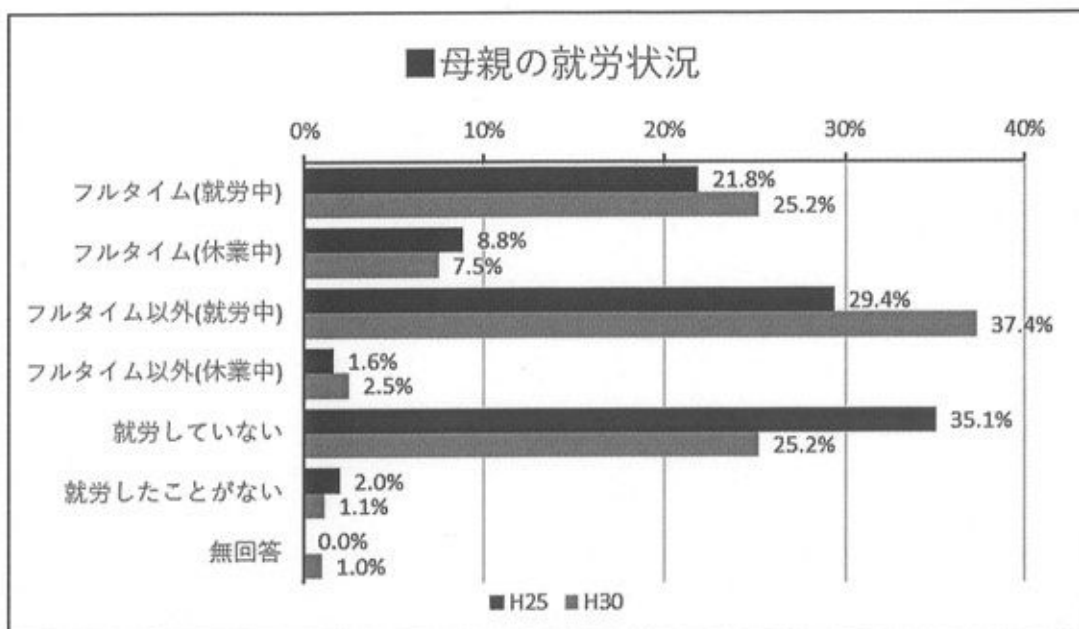
イ 就学前子どもの母親と父親の就労状況（伊那市内）

母親のフルタイム（産休・育休中等の休業中を含む）は平成 25（2013）年の 31.0%から平成 30（2018）年度には 32.7%と微増となっています。

一方、フルタイム以外（休業中を含む）は平成 25（2013）年の 29.4%から平成 30（2018）年度には 37.4%と大きく増加しています。

未就労は平成 25（2013）年の 37.1%から平成 30（2018）年度には 26.3%と減少しています。

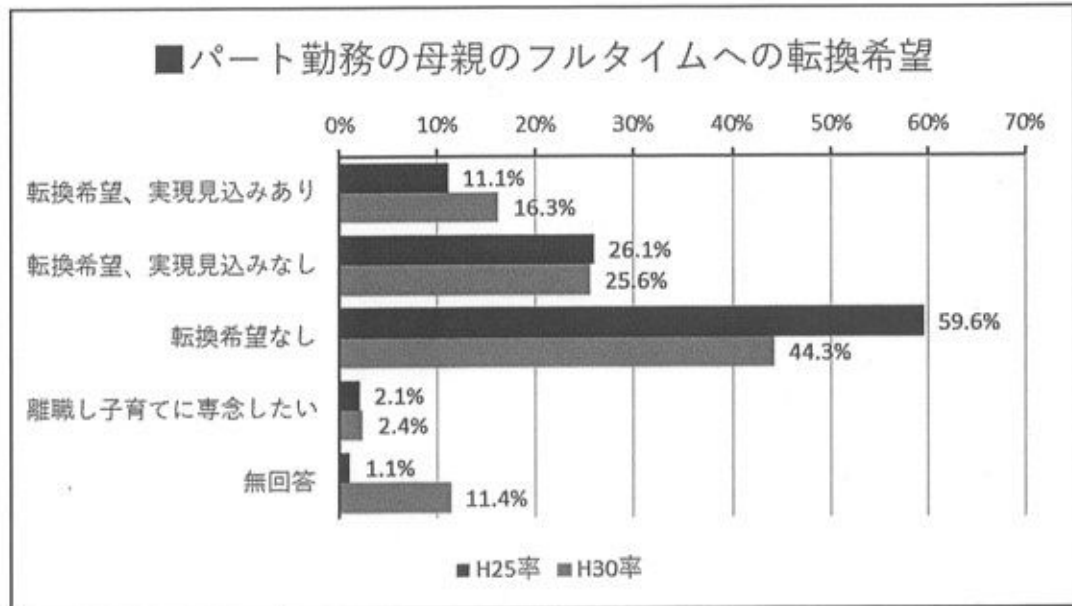
なお、父親についてはフルタイムが 90%前後でほぼ変化がありません。



資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

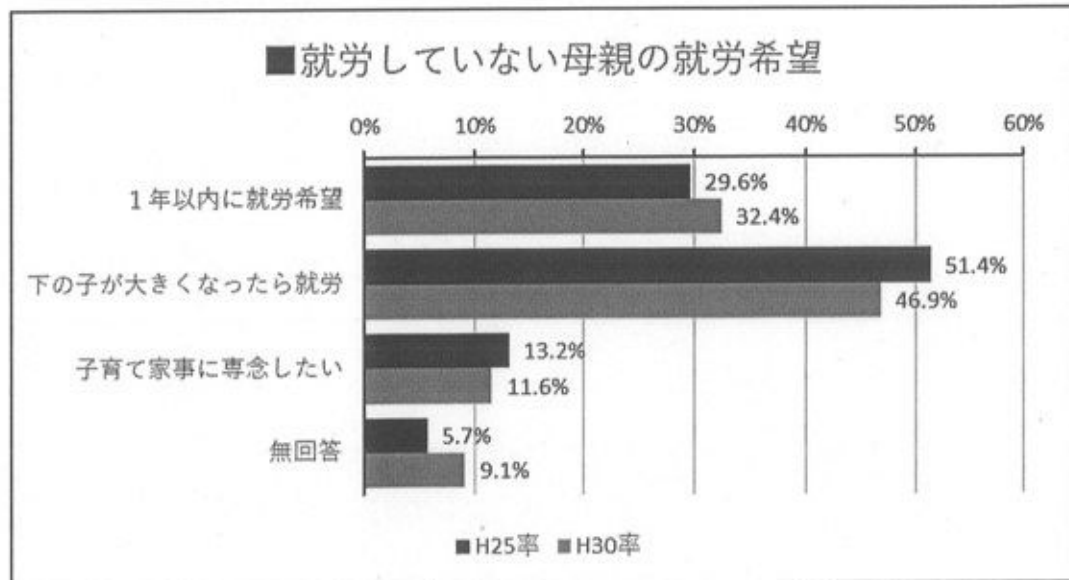
ウ 子どもの母親の就労希望の状況

- ① 現在、パート勤務に就労している母親が、フルタイムへの転換を希望する割合は、5年前に比べて増加しています。



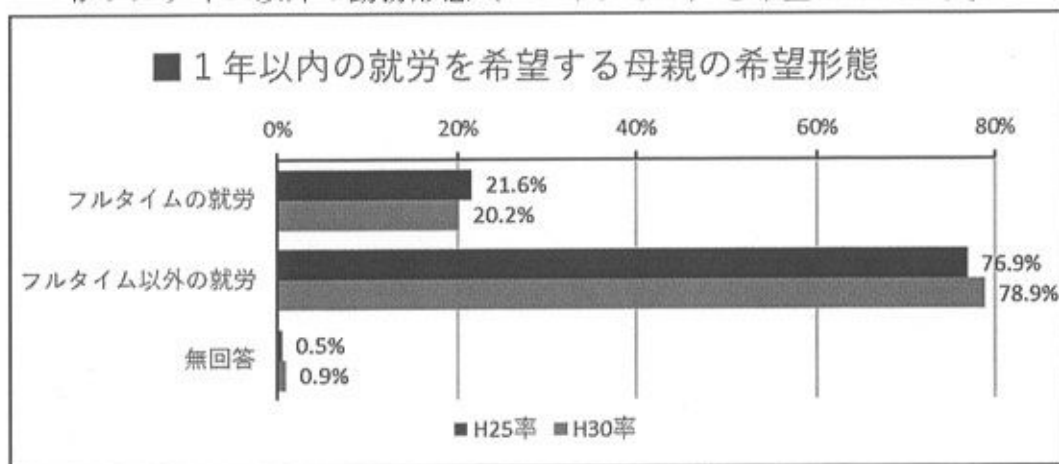
資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

- ② 現在、就労していない母親が 1 年以内に就労したい割合は、5 年前の 26.6%から 32.4%に上昇しています。



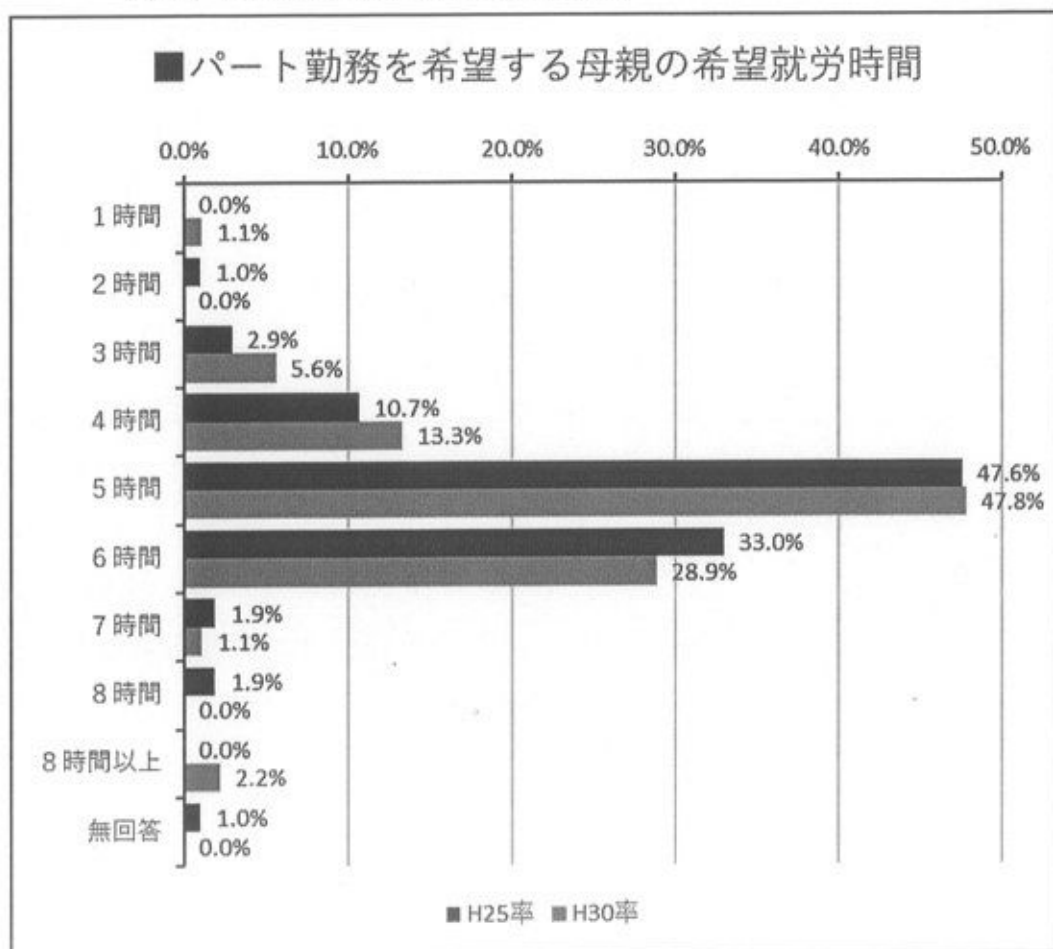
資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

- ③ 現在、就労しておらず 1 年以内に就労したい母親のうち、約 8 割近くがフルタイム以外の勤務形態（パートタイム）を希望しています。



資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

- ④ ③においてパートタイムを希望する母親の就労希望勤務時間は、5 時間から 6 時間が最も多い。



資料：伊那市「平成 30 年度子育てニーズ調査報告書」

第3章 計画の基本的方向

1 目標

「子どもと親の笑顔があふれ、
安心して子育てのできるまち いなし」

- 少子化の時代にあって、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することで子育て支援を充実させ、安心して暮らせるまちをつくります。

2 目標達成に向けた基本方針

- 次の3つの基本方針をもとに、子ども・子育て支援を推進します。

＜基本方針1＞ 「子どもが健やかに育つ子育て支援」

安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備するとともに、子どもと親が心身ともに健康で穏やかな生活を送ることができるよう、育児支援・体制を図ります。

＜基本方針2＞ 「乳幼児保育と幼児教育の充実」

保育事業と幼児教育を充実させることにより、子どもの育ちや保護者の子育てを支援します。

＜基本方針3＞ 「青少年健全育成と家庭教育の充実」

青少年の育成に関する社会の関心と意識の高揚を図り、公共性や自己肯定感を培い、様々な困難を乗り越え、自立できるための社会環境づくりに取り組むとともに、併せて学校・行政・地域が一体となった家庭教育の充実に取り組みます。

3 基本方針別の現状と課題

(1) 「子どもが健やかに育つ子育て支援」に関する現状と課題

<基本方針1> 関係

- 出生数が低下するなかで、全ての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産までの健康管理や、両親がともに育児について学ぶ機会を充実することが必要です。
- 若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦等への支援体制の強化が必要です。
- 核家族化や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、多くの母親が様々な不安や悩みを抱えています。また、幼児などへの虐待や育児を放棄する親が年々増加傾向にあり、乳幼児期から親の悩みを解消できるような子育て支援体制の構築が必要です。
- 育児不安による子育て家庭を地域で支援をしていくため、施策の充実を図るとともに、地域で子育てを行う拠点や子育てをサポートする人材の確保が必要です。
- 子育て家庭への経済的な負担の軽減が求められています。
- 経済不安、長時間労働や働き方の多様化などにより、家庭生活と職業生活のバランスが崩れ、母親にのみ家事や育児負担がかかるなど、家庭生活に支障が生じています。また、女性が仕事と育児を両立して働き続けることが難しい環境であるため、出産や子育てをためらう傾向が見られ、少子化の一つの要因になっています。
- 家庭で子どもの養育が一時的に困難になった時の、受入れ施設が飽和状態になりつつあり、預かりが困難な場合が出てきています。
- 離婚などによるひとり親家庭への支援や、様々な理由から親が子どもを養育できない家庭への支援が必要です。
- 養育環境に様々な課題を抱える家庭が増えています。課題がもとで貧困状態となる家庭もあり、個々の状況に沿った相談体制、支援体制の構築が必要です。
- 支援の必要な児童の早期発見や個別支援計画に基づいた療育の充実を図り、乳幼児期から学童期、中高生までの一貫した支援を行うための体制づくりが重要です。
- 児童虐待に対応するための連携を強化してきていますが、支援の必要な家庭は増加しています。さらなる早期発見、予防等の体制強化が必要です。
- ひとり親家庭等の生活の底上げや自立支援が必要です。

(2) 「乳幼児保育と幼児教育の充実」に関する現状と課題

<基本方針2> 関係

- 母親の就労率の上昇や就労形態の多様化により、0歳児からの保育園入園希望が増加しており、さらなる保育サービスと受け入れ態勢の充実が必要です。

- 友達とのかかわりの中から育む思いやりや生活習慣、豊かな自然環境のもとで培われる好奇心、地域を愛する心といった、豊かな感性をもつ「生きる力のある子ども」を育てるため、保育と教育の質の更なる向上が求められています。
- 社会環境や大人の生活様式の変化が子どもの生活サイクルにも悪影響を及ぼし、基本的な生活習慣の乱れにより、我慢ができない、集中ができない、動くことが苦手などの子どもが増えていることから、子どもの健やかな育ちの基礎を培うため、保育と教育内容の研究や充実が必要です。
- 地域の自然環境や特徴を活かした特色ある保育園・幼稚園・こども園等の運営が求められています。
- 保育と教育の安定的な提供と、安全・安心な活動を維持するため、保育士の確保と処遇改善が必要です。
- 少子化により兄弟姉妹や近所の子どもが少なく、子どもと触れ合う機会がないまま親となる若者の中には、育児・子育てから逃避する保護者が見られ、増加傾向にあります。中学生・高校生のうちから子育てを体験し、子どもへの愛情、子育ての大切さ、楽しさを感じる機会が必要です。
- 保育園児・幼稚園児の保護者負担の軽減が求められています。

(3)「青少年健全育成と家庭教育の充実」に関する現状と課題

＜基本方針3＞ 関係

- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、学童クラブのニーズが高まっていることから、より安心安全な、遊びと生活・心の拠りどころとなる場として、施設の整備、支援員の確保と更なる質の向上が必要です。
- 家庭教育を充実させるためには、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力・協働し、子どもの発達にとって必要な取り組みを工夫し、実践することが必要です。
- 少年補導委員会による子どもの見守りや愛護活動、子どもの安全安心を守る活動の啓発・普及を推進することが必要です。
- インターネットやスマートフォンの急速な普及により、劇的な変化をし、子ども・若者の知識やコミュニケーションの空間を広げる一方で、ネット依存などによるひきこもりや子どもの性被害の撲滅に対する啓発・普及を推進することが必要です。
- 学童期から思春期に心身の健康に関心を持ち、将来について考え、自らの健康問題を解決する力を身につけるとともに、自分自身や他者のいのちを大切に作る心をはぐくむことが重要です。

4 基本方針別の施策の体系

＜基本方針1＞ 子どもが健やかに育つ子育て支援

- (1) 経済的支援
- (2) 出産環境の整備
- (3) 子どもと親への健康支援
- (4) 相談体制の充実
- (5) 子育て支援体制の構築
- (6) 育児支援と情報提供
- (7) ひとり親家庭への支援
- (8) 療育相談と療育の充実
- (9) 児童虐待予防と早期発見・早期対応
- (10) 子どもの貧困対策の推進

＜基本方針2＞ 乳幼児保育と幼児教育の充実

- (1) 保育・教育内容の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実
- (3) 保育士・幼稚園教諭等の資質の向上
- (4) 地域に密着した保育園・幼稚園等の運営
- (5) 保育・教育環境の整備
- (6) 乳幼児とのふれあいの場の提供

＜基本方針3＞ 青少年健全育成と家庭教育の充実

- (1) 子どもの安全安心な居場所確保
- (2) 地域活動の充実
- (3) 家庭教育の推進
- (4) 学校保健・思春期保健との連携

5 基本方針別の施策の展開

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

(1) 経済的支援

- 保護者負担の軽減
 - ・ 児童手当や子どもの医療費補助などの支援を実施することにより、子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

(2) 出産環境の整備

- 妊婦健康診査
 - ・ 健康で安全な妊娠・出産ができるよう妊婦健康診査を行います。
- 妊産婦支援の充実強化
 - ・ 若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦に対して、妊娠届の提出時から関係機関と連携し、継続した支援をします。
 - ・ 産後に心身を休め、育児支援を受けられる場を利用できるよう支援します。
- 子育て講座等の開催
 - ・ 夫婦が協力して子育てするための意識を高めるとともに、母乳哺育を推進し、安心して出産・育児ができるように妊婦とその配偶者を対象にハッピーバース講座を開催します。
また、子育て・孫育て講座を開催し、妊婦や、祖父母の支援を行います。

(3) 子どもと親への健康支援

- 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 子どもの健全な発育発達を促し、保護者が安心して子育てできるよう、産後の早い時期に、保健師が全出生児の家庭を訪問し、育児相談および産婦や家族の健康相談を行い、必要に応じて母乳相談など他のサービス利用につなげます。
- 乳幼児健康診査及び相談事業
 - ・ 乳幼児の健全な発育・発達のために適切な育児・栄養等の保健指導を行うとともに、疾病の早期発見と予防を目指します。また、育児不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。
 - ・ 母乳相談
 - 母乳の分泌不足や乳房のトラブルなどの相談を助産師や保健師が受け、母が安心して母乳哺育ができるよう支援します。
 - ・ 育児相談・離乳食相談・離乳食実習
 - 発育・発達・子育て・離乳食等の不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。